

負担限度額認定（食費・居住費の軽減）の申請について

■ 軽減の対象となる方（①～③すべてに該当する方または、生活保護を受給されている方）

- ① 世帯全員（本人を含む）が、**市民税非課税**であること
- ② 配偶者が、**市民税非課税**であること
- ③ 本人および配偶者の**現金・預貯金・有価証券・債権等の資産が、下表に該当すること**

対象者	資産額
本人の年金収入額と、その他の合計所得金額の合計額が、80万円以下の方	650万円以下
本人の年金収入額と、その他の合計所得金額の合計額が、80万円超120万円以下の方	550万円以下
本人の年金収入額と、その他の合計所得金額の合計額が、120万円超の方	500万円以下
本人の年齢が40歳～64歳の方	1,000万円以下

※**配偶者がいる場合**は、上記の金額に対し、一律に **1,000 万円を加算**した金額になります。
 ※年金収入額には、課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金・障害年金等）も含まれます。

■ 申請に必要な書類（チラシ裏面もご確認ください）

① 「神戸市介護保険負担限度額認定申請書」

※申請書は、両面とも記入してください。

② 「預貯金通帳・有価証券など、現在の残高が分かる書類」のコピー

※本人および配偶者がお持ちの口座すべての預貯金等の通帳のコピーを添付してください。

※申請される月の1日以降に残高記帳をしてください。

年金受取口座の通帳は、最新の年金振込日以降に記帳をお願いいたします。

③ 「登記事項証明書」等の代理権を証する書類のコピー（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）

※申請者が成年後見人等の場合のみ、添付してください。

■ 食費・居住費の利用者負担額（日額）

負担限度額認定の適用を受けると、介護保険施設への入所・ショートステイ利用の際の食費・居住費の利用者負担額（日額）が下記の金額になります。

※デイサービスや、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス、グループホーム、（看護）小規模多機能居宅介護は対象外です。

対象者		食費		居住費		
第1段階	生活保護または、 非課税かつ老齢福祉年金受給の方	施設入所の場合	300円	ユニット型個室	880円	
				ユニット型個室的多床室	550円	
		ショートステイ 利用の場合		従来型個室	特養 老健等	380円 550円
				多床室（特養・老健等）	0円	
第2段階	非課税世帯かつ、 本人の年金収入額とその他の合計所得 金額の合計額が、 80万円以下 の方	施設入所の場合	390円 600円	ユニット型個室	880円	
				ユニット型個室的多床室	550円	
		ショートステイ 利用の場合		従来型個室	特養 老健等	480円 550円
				多床室（特養・老健等）	430円	
第3段階 ①	非課税世帯かつ、 本人の年金収入額とその他の合計所得 金額の合計額が、 80万円超 120万円以下 の方	施設入所の場合	650円 1,000円	ユニット型個室	1,370円	
				ユニット型個室的多床室	1,370円	
		ショートステイ 利用の場合		従来型個室	特養 老健等	880円 1,370円
				多床室（特養・老健等）	430円	
第3段階 ②	非課税世帯かつ、 本人の年金収入額とその他の合計所得 金額の合計額が、 120万円超 の方	施設入所の場合	1,360円 1,300円	ユニット型個室	1,370円	
				ユニット型個室的多床室	1,370円	
		ショートステイ 利用の場合		従来型個室	特養 老健等	880円 1,370円
				多床室（特養・老健等）	430円	

負担限度額認定の申請に必要な添付書類について

■ 勘案の対象となる預貯金の種類と、必要な添付書類

預貯金の種類	必要な添付書類
預貯金 (普通預金・定期預金の口座)	通帳の写し ※WEB通帳・インターネットバンクの場合は、 口座残高ページの写し
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社・銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など ※購入先の口座残高により、 時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行・信託銀行・証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
現金 (タンス預金など)	自己申告 (申請書に金額を記入してください)
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書など

※負債金額は、預貯金等の合計金額から差し引きます。

※お持ちのすべての預貯金等にかかる必要書類を添付してください。

※「生命保険」「自動車」「貴金属(腕時計・宝石等、時価評価額の把握が困難なもの)」「その他の高価な価値のあるもの(絵画・骨董品・家財等)」は、勘案の対象外です。

■ コピーしていただきたい部分(通帳)

① 表紙裏の見開きページ

総合口座

おなまえ ◆◆ ◆◆◆

店番号 普通預金口座番号 定期預金口座番号

○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○○○

お客様コード◆◆◆◆◆

株式会社◆◆◆銀行(銀行コード)

○支店

電話番号 ○○○-○○-○○○

銀行名・支店名・口座名義人・口座番号がわかるようにコピーをとってください。

定期預金の口座番号が記載されている場合は、普通預金に加え、定期預金の残高がわかるページも必要です。

② 最新の残高がわかるページ

普通預金		ORDINARY DEPOSIT (兼お借入明細)		
年月日	お取引内容	お支払い金額	お預かり金額	差引残高
3--5-20	振替 電気(5g/アツ)	3,000		200,500
3--5-25	振替 ガス(5g/アツ)	2,000		198,500
3--5-30	振替 家賃(5g/アツ)	35,000		163,500
3--6-15	振込 老齢基礎年金		130,000	293,500
3--6-15	振込 年金生活者支援給付金		10,000	303,500
3--6-18	ATM	50,000		253,500
3--6-20	振替 電気(6g/アツ)	3,000		250,500
3--6-25	振替 ガス(6g/アツ)	2,000		248,500
3--6-30	振替 家賃(6g/アツ)	35,000		213,500
3--7-1	ATM	1,000		212,500

申請する直前に記帳をしてから、コピーを取ってください。

年金受取口座の場合は、年金の振込がわかるページもコピーしてください。

※最新の出入金の日付が、申請する月の1日よりも前の場合は、最後に記帳された日付を余白に記載してください。